

告 示

埼玉県告示第七百八号

令和五年埼玉県告示第三百四十九号で公示した公共測量は、令和五年三月二十四日終了した旨測量計画機関であるデジタル庁から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年六月十六日

埼玉県知事 大野 元裕